□□□□

□□□

□□□場所：埼佛会館□1階
□□□□□□さいたま市浦和区高砂４－１３－１８（http://www.saibutu.net/）
□□□オンライン参加可（定員１００名）

４□記者会見

□□□時間：１５：００～
□□□場所：埼佛会館□2階

□原発事故訴訟の現状

１□福島原発事故責任追及訴訟は、東京電力福島第一原発事故によって、福島県から埼玉県内に避難した２９世帯９６名の被□災者が、同原発事故によって放出された放射能汚染により避難を余儀なくされ、種々の損害を被ったとして、国及び東京電力を被告として、その損害の賠償を請求する訴訟です。

□□２０１４年3月さいたま地裁に提訴した同訴訟の一審判決が、７年半の審理を経て、２０２２年4月２０日１１時から言い渡されることとなりました。

２□本件と同種の訴訟（国及び東電を被告とした訴訟）は、これまで全国で提起されており、多数の地裁判決及び高裁判決が出されてきましたが、最高裁は、２０２２年3月2日、3つの高裁判決について、東電との関係では、損害論に関する上告受理申立を不受理としたことで損害賠償責任が確定しました。他方、安全規制の怠りなどの国の責任の有無に関しては、口頭弁論を経て最高裁によって最終的な判断が示されることになりました。

□□最高裁の口頭弁論期日は、いずれも４月中下旬頃（千葉（4月１５日）、群馬（4月２２日）、「生業」訴訟（4月２５日））に予定されており、夏頃までには最高裁判決が出される見込みとなっています。

□□最高裁判決を控えた極めて重要な時期に一審判決を迎えます

１□上記のとおり、福島原発事故責任追及訴訟の判決言渡期日は、２０２２年４月２０日１１時に指定されており、3つの先行訴訟の最高裁判決の直前期という極めて重要な時期に一審判決を迎えることとなりました。

２□判決内容で注目すべきポイントとしては、国に対する請求に関しては、今後、最高裁が判断を示すこととなる、そもそも安全規制の怠りなどの責任が認められるかどうかという点、東電に対する請求に関しては、中間指針を超えてどこまで損害が認められるかという点が挙げられます。

□□お□願□い

□上記のとおり、福島原発事故責任追及訴訟は、最高裁判決を控えた極めて重要な時期に一審判決を迎えます。

□原発事故による被害者が、広く、全面的に救済されるためには、原発事故による被害の悲惨さ、被害者の苦しみをご理解頂くことが不可欠です。

□□□

ではなく、富裕層を優遇し、格差を拡大させることにもなると指摘されてきました。

□その大きな要因は、金融所得課税にあり、これが超富裕層に対する課税率の低下をもたらしているとして、その改善の必要性が指摘され、当初、岸田首相も金融所得税の課税強化を検討していましたが、直ぐに撤回しました。

□そもそも金融所得課税とは何か、どのような問題があるのかを踏まえて、本学習会を企画いたします。

□　今回の学習会は、公正な税制を求める市民連絡会と全国クレサラ・生活再建問題対策協議会の共催となります。

□ぜひ、ご参加ください。

連絡先□公正な税制を求める市民連絡会事務局
〒 330-0064 さいたま市浦和区岸町７－１２－１ 東和ビル４階 埼玉総合法律事務所
弁護士 猪股正□電話 048(862)0355･0246 FAX048(866)0425

全国一斉４／２３「コロナ災害を乗り越える－いのちとくらしを守るなんでも電話相談会・第１３弾」フリーダイヤル【拡散希望】

「コロナ災害を乗り越える□いのちとくらしを守る なんでも電話相談会
～住まい・生活保護・労働・借金 **etc…**～」【第１３弾】実施のお知らせ

□コロナ禍の中、休業、解雇・雇い止め等により、労働者、事業者、学生、業種・職種を問わず、多くの人が、収入減少、失業等に追い込まれています。
失業の長期化、利用可能な支援策の終了等により、仕事や生活の不安を抱えている方、孤立して出口が見えない状況に追い込まれている方などが増えています。

□□□

神奈川: 0423kan
福井: 0423fuki
愛知: 0423ait
滋賀: 0423shi
京都: 0423kyo
大阪: 0423osk
島根: 0423shim
岡山: 0423oka
広島: 0423hir
福岡: 0423fuko

【寄付のお願い】

この電話相談会は、フリーダイヤルの通話料等で、毎回、５０万円程度の開催経費がかかっていますが、多くのみなさまの寄付に支えられて継続的に実施できおり、心より感謝申し上げます。

寄付口座は次のとおりですので、ご協力いただけますと幸いです。

百五銀行□橋南支店

普通預金□504273

コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守る相談会代表田中武士

【主□催】コロナ災害を乗り越える いのちとくらしを守る なんでも電話相談会実行委員会

埼玉は、反貧困ネットワーク埼玉（連絡先：弁護士猪股正□048-862-0355/埼玉総合法律事務所）など

【協力】反貧困ネットワーク

＊チラシのダウンロード→こちら

【3/6オンライン同時開催】シンポジウム“復興の人間科学2022”『FUKUSHIMAは終わっていない！』

【3/6　オンライン同時開催】シンポジウム“復興の人間科学　2022”『FUKUSHIMAは終わっていない！』

※チラシPDF（こちらをクリック）

記憶から消えつつある、あの事故のこと。もう忘れよう。無かったことにしよう…それでいいのですか?

◆日時

2022/3/6(日) 13:30~17:30

◆現地会場

早稲田大学 国際会議場 井深記念ホール

〒169-8050　東京都新宿区西早稲田1-6-1　早稲田大学 早稲田キャンパス 総合学術センター内 国際会議場1F

◆アクセス

・地下鉄 東西線 早稲田駅より大学構内を横切っていただいて、徒歩9分

・都電 荒川線 早稲田駅より徒歩3分

・高田馬場駅からバスにて早大正門まで約13分、早大正門 から徒歩6分

◆オンライン会場

Zoom同時開催

zoom参加の場合ネット申込制

WIMAホームページよりお申込みください。

◆プログラム

［プロローグ］東京電力11年の変節と埼玉訴訟の経緯（13:30~13:55）

原発事故責任追及訴訟埼玉弁護団

□□□□□□□□□□□□□□□□□13:55□14:25□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

WIMA研究所事務局：辻内研究室〒356-1192　埼玉県所沢市三ヶ島2-579-15
シンポジウム事務局shinsai-wima[at]list.waseda.jp
※[at]を@にかえてご利用ください

JSPO（公益財団法人日本スポーツ協会）【Sport Japan　2022年1・2月号(vol.59)】に佐渡島啓 弁護士の記事が掲載されました。

JSPO（公益財団法人日本スポーツ協会）Sport Japan 2022年1・2月号(vol.59)付

これですっきり トラブル防止・解決のヒント第**11**回

Sport Japan 2022年1・2月号(vol.59)これですっきり トラブル防止・解決のヒントダウンロード

2/4（金）臨時休業のお知らせ

2月**4**日（金）**11:45~17:00**

所員研修のため、臨時休業とさせていただきます。

皆様方には大変ご迷惑をおかけ致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

□□□□

□□□

□□□□

調査2022を実施することとなりました。

従来は、被災自治体からの郵送物に調査用紙を同梱していただく形で首都圏の避難世帯を対象に実施して参りましたが、今回は、Web上にアンケート調査サイトを設置し、範囲を拡げて、より多くの被災者の皆様を対象として実施させていただきます。

ご自身が、原発事故による避難者・被災者・被害者であるとお考えの方は、どなたでもご回答いただけます。
16才以上の方であれば、区域外から避難された方、地元へ帰還された方、移住された方、海外に避難中の方も含めて、どなたでもご回答いただけます。
ご家族内に複数のメンバーがいらっしゃる場合は、一人ひとり別々にご回答下さい。

これまでに、早稲田大学災害復興医療人類学研究所(WIMA)と震災支援ネットワーク埼玉(SSN)では、原発事故による被災生活の問題点を明らかにし、必要な対策がとられるよう社会全体で考えていくために、2012年以来、適宜NHKなど他団体の協力も得ながら、調査を継続的に実施してまいりました。

その結果を、復興庁・裁判所・自治体に対する要望書や意見書、テレビ・新聞などでの報道、学会での発表や論文を通じて、世の中にひろく伝えて参りました。

この調査を通してみなさまの貴重な声をお聴かせいただき、結果から見える問題点を、国や行政をはじめ、法律・福祉・医療等の関係者や、さまざまな関連団体に届けることにより、みなさまの生活の改善をはかるために役立てます。

このようなアンケートには何度もお答えいただいてお疲れのことと存じますが、何卒趣旨をご理解のうえ、ご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

それでは、下記のリンクへお進みいただきご協力のほどお願いいたします。

福島原発事故被災者アンケート調査サイト
https://sites.google.com/wima.jp/survey2022/

（震災支援ネットワーク埼玉代表 弁護士 猪股正）